

## 通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）運営規程

### （事業の目的）

第1条 株式会社フォーユーが開設する通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）事業所（以下「事業所」という。）が行う通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はヘルパー研修の修了者（以下「介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリストに該当する高齢者に対し、適正な通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の介護員等は、要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリスト該当する高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 羽鳥デイサービスセンター ひなたぼっこ
- (2) 所在地 静岡市葵区建徳一丁目7番7号

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供に当たるもの
- (2) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、事業所に対する通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）の利用申込みに対する調整、介護員等に対する技術指導等を行う。
- (3) 看護職員 1名以上  
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 介護職員 7名以上  
介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。
- (6) 事務員 1名  
事務員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は45人とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月30日から1月3日までを除く
- (2) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分とする。

(通所介護及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)の内容及び利用料等)

第7条 通所介護及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)の内容は次のとおりとし、通所介護及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)を提供した場合の利用料の額は、通所介護は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業(通所介護相当サービス)は静岡市長が定める基準とし法定代理受領サービスであるときは、その**本人負担分の額**とする。

(注：厚生労働大臣が定める基準と静岡市長が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示すること。)

- (1) 生活指導・相談援助
  - (2) 健康チェック
  - (3) 機能訓練
  - (4) 入浴介助
  - (5) 食事の提供
  - (6) 送迎
  - (7) その他、日常生活に必要な介助
- 2 事業所は、食材費その他日常生活において必要とされる費用を利用者に請求できるものとする。
- 3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 事業所は、利用者がサービス利用時に次の事項について留意しなければならない。

- (1) 体調の確認
- (2) 利用時間の変更
- (3) 利用時間の延長
- (4) 設備・器具の利用
- (5) その他

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護員等は、通所介護及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害時の対応方法)

第10条 介護員等は、通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）を実施中に、地震等非常事態が発生した時は、速やかに利用者を安全な避難場所へ誘導するものとする。

(通常の事業に実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、静岡市葵区・駿河区（井川・梅ヶ島地域及び清水区を除く）の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。また措置を適切に実施するため担当者を配置する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社フォーユーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成29年4月1日に改定する。

平成30年4月1日に改定する。

令和5年3月1日に改定する。